行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～30歳位、男性、身長168㎝、体格中肉、黒色ショートコート、黒色ジャケット、黒色ワイシャツ、ジーパン、黄土色革靴を着用し、カーキ色トートバッグを所有

上記の者は、平成27年11月17日午前６時５分、静岡県浜松市中区佐鳴台六丁目佐鳴湖東岸の遊歩道にて、死体として発見されたもので、死亡日時は平成27年11月16日午後深夜ころと推定。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当市中区役所生活福祉課まで申し出てください。

平成28年１月８日

静岡県　浜松市長　鈴木　康友

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢約40歳から60歳程度の男性、身長162センチメートル、体格中肉、灰色ジャンパー、黒色長袖ハイネックセーター、白色半袖肌着、濃緑チェック柄スラックス、黒色ベルト、黒色ボクサーパンツ、黒色靴下、黒色革靴

上記の者は、平成27年11月25日午前11時28分頃、静岡県下田市武ガ浜６番12号下田伊東園ホテル蓼岬南側下田港で発見されました。死亡日時は同日11時頃と推定されます。

遺体は火葬に付し、遺骨は市内伊豆斎場に安置してありますので、心当たりの方は、当市福祉事務所まで申し出て下さい。

平成28年１月８日

静岡県　下田市長　楠山　俊介

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、推定年齢50歳代、身長170センチメートル、遺留金品なし

上記の者は、平成27年11月27日午前９時15分頃、三重県四日市市大脇町一丁目地先２号物揚場で海中に軽四乗用自動車が沈んでいるのが発見され、同日午前11時13分頃、車両を引き上げ確認したところ、運転席で屍蝋化した男性の遺体が発見されました。身元不明のため当市にて火葬に付し、遺骨を保管しておりますので、心当たりの方は、当市健康福祉部保護課まで申し出てください。

平成28年１月８日

三重県　四日市市長　田中　俊行

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳以上、男性（推定）、着衣及び所持金品は千鳥格子模様レインコート、灰色長袖カッターシャツ、スパッツ、ＳＥＩＫＯ製腕時計、白色荷造りロープ

上記の者は、平成27年９月４日、滋賀県米原市醒井地先の兜黛山で白骨化した状態で発見されました。死亡日時は不詳です。

遺体は身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりのある方は本市健康福祉部社会福祉課までお申し出ください。

平成28年１月８日

滋賀県　米原市長　平尾　道雄

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項及び第２項において準用する同法第77条第５項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告します。

平成28年１月８日

矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業
施行者　矢板市
代表者　矢板市長　遠藤　　忠

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不明　磯　初太郎
住所不明　大澤　幸七
住所不明　大島　金多
住所不明　片村吉次郎
住所不明　五味渕喜七
住所不明　五味渕藤吉
住所不明　五味渕平四郎
住所不明　斉藤長次郎
住所不明　菅沼　利平
住所不明　鈴木元四郎
住所不明　瀧本　周平
住所不明　滝本新次郎
住所不明　野中喜一郎
住所不明　野中　倉治
住所不明　野中七郎平
住所不明　野中茂惣治

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、矢板都市計画事業木幡土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。

教示

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）なお、60日以内であっても、通知の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求することができなくなります。

２　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に矢板市（矢板市長が被告の代表となります。）を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、６ヶ月以内であっても、通知の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６ヶ月以内に矢板市（矢板市長が被告の代表となります。）を被告として、通知の取消しの訴えを提起することができます。なお、６ヶ月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図の掲載は省略し、それらを矢板市本町５番４号にある矢板市掲示板に掲示します。

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による東京都市計画事業土支田中央土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容をつぎのとおり公告します。

平成28年１月８日

東京都市計画事業
土支田中央土地区画整理事業
施行者　練馬区
代表者　練馬区長　前川　燿男

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所および氏名

(1)　住所　不明
　　氏名　五十嵐栄藏
(2)　住所　不明
　　氏名　五十嵐吉兵衞
(3)　住所　不明
　　氏名　碇石善左ヱ門
(4)　住所　不明
　　氏名　加藤勘五郎
(5)　住所　不明
　　氏名　加藤小左ヱ門
(6)　住所　不明
　　氏名　中井川伊左ヱ門
(7)　住所　不明
　　氏名　中井川勘四郎
(8)　住所　不明
　　氏名　中井川源右ヱ門
(9)　住所　不明
　　氏名　中井川庄治郎
(10)　住所　不明
　　氏名　中井川平三郎

２　通知の内容

土地区画整理法第103条第１項の規定により、東京都市計画事業土支田中央土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書および図面のとおり換地処分します。

教示

１　この通知に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

２　この通知については、この通知を受け取った日の翌日から起算して６箇月以内に、練馬区を被告として（訴訟においては練馬区を代表する者は練馬区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、練馬区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書および図面については掲載を省略し、それらを東京都練馬区土支田二丁目12番９号にある掲示板に掲示している。